

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成31年2月6日 第30号
件名	「みどりの保護条例」「緑の基本計画」の抜本的見直しについての請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 小石川二丁目マンションの無秩序な開発・ 建築を考える会 中山代志子 外4名
紹介議員	上田ゆきこ 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、自然やみどり豊かで閑静な住宅地の多いことが、区の価値とブランド力を高める源泉のひとつとなっていますが、最近では全体的な傾向としてみどりが減少しているといわざるを得ません。文京区では、公園等の施設緑地だけでなく、公共施設や民有地を含めた総合的なみどりの保全と創出を行うと同時に、各々のみどりのあり方を示す「文京区緑の基本計画」（平成11年3月）を策定し、緑地の保全と緑化の目標を定めるとともに、それを実現するために取り組む六つの方針と施策を展開する一方、「文京区みどりの保護条例」に基づき、一定規模以上の建築計画等を行う建築主に対し、緑化する面積の基準と植栽する樹木本数の基準を満たす「緑化計画書」の提出を求めています。しかし、文京区が目標として掲げる「緑被率」（文京区全体の面積に対する緑で被われた土地の面積の割合）は達成が極めて難しい状況にあるというのが現実であり、「文京区みどりの保護条例」並びに「文京区緑の基本計画」は抜本的な見直しが必要であり、区内のみどりの減少に歯止めをかけることなしに、「だれもが住んでみたい」「だれもが住み続けたい」と思うような調和のとれたまちづくりは実現しないとの思いは、文京区民に共通の認識であると思います。

また、文京区が東京都の都心部に位置する「文教の府」であり、「文の京」であることから、「文京区みどりの保護条例」と「文京区緑の基本計画」は、東京都が定める「東京における自然の保護と回復に関する条例」（略称「東京都自然保護条例」）に沿い、かつ資する内容であることが求められていると考えます。実際、東京都内の区市では、「東京都自然保護条例」よりも厳しい内容の条例等を定め、みどりの保護に取り組んでいる先行事例もあります。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 「文京区みどりの保護条例」／「文京区緑の基本計画」と、「東京都自然保護条例」を詳細に比較した上で、「緑化基準」については全ての項目において、「東京都自然保護条例」と同等あるいはそれを上回るようにするよう文京区長に要請してください。
- 2 上記1と関連しますが、文京区の「文京区みどりの保護条例」においても、「接道部の緑化」に関する規定を設けることの是非を調査・研究し、必要性が認められれば盛り込むよう文京区長に要請してください。※接道部とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道、通路等）に接する部分をいいます。
- 3 東京都のホームページによれば、文京区は現状、緑化計画書の届出手続を一元化している13区1市に含まれていません。そこで文京区においても必要な条例・要綱等を整えた上で、東京都の「自然保護条例」第14条に基づく、「緑化計画書」の届出手続を一元化するよう文京区長に要請してください。
- 4 上記3と関連しますが、「緑化計画書」の届出義務を「文京区みどりの保護条例」内において規定するとともに、都市緑地法に基づく委任状例として定める基準を満たした緑化計画が提出されなければ建築確認が下りないような制度にするよう文京区長に要請してください。
- 5 23区では、世田谷区が敷地面積150㎡以上の建築物の新築又は増築を行う場合について区独自の「緑化基準」を定め、届出を義務付ける一方、敷地面積150㎡未満についても独自の「緑化の誘導基準」を定めています。こうした先行事例を調査・研究した上で、文京区においてその必要性が認められれば、敷地面積が小さい土地の建築物についても「緑化計画書」の届出義務を課する仕組みにするよう文京区長に要請してください。